

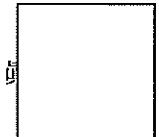
三原燃第15—106号

平成28年 3月 7日

原子力規制委員会 殿

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 遠山



防災基本計画の修正に伴う通報先の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より弊社業務に関しましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年2月の防災基本計画の修正に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定に基づく事象（以下「特定事象」という。）の通報先が追加されましたので、防災基本計画修正の日から原災法第7条第3項の規定による弊社原子力事業者防災業務計画の修正までの期間における特定事象の通報については、以下の読み替えにより運用いたしますので、ご了承のほど、お願い申し上げます。

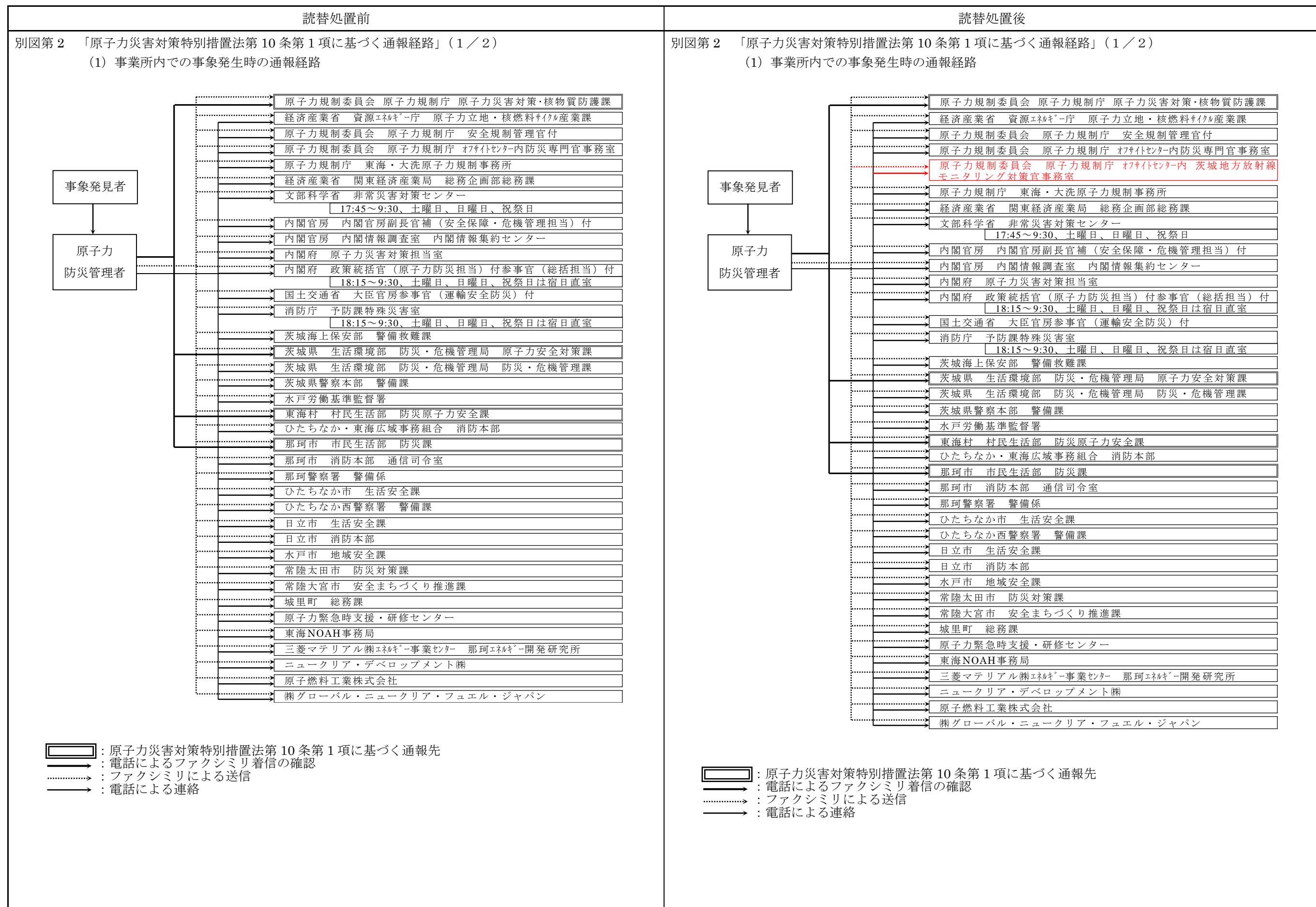
弊社としましては、原子力災害の特殊性に鑑み、今後とも安全の確保に万全を期して参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。 敬具

記

特定事象の通報先

防災基本計画 修正前	防災基本計画 修正後
弊社原子力事業者防災業務計画別図第2、第3に記載の通報先	弊社原子力事業者防災業務計画別図第2、第3に記載の通報先 及び 茨城地方放射線モニタリング対策官

以上





読替処置前	読替処置後
<p>別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(1/2)</p> <p>(1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p> <pre> graph TD A[事業所対策本部 連絡責任者] --> B[原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課] A --> C[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課] A --> D[原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害警戒本部] A --> E[原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策本部*] A --> F[原子力規制委員会 原子力規制庁 オサイトセンター内防災専門官事務室] A --> G[原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所] A --> H[経済産業省 関東経済産業局 総務企画部 総務課] A --> I[文部科学省 非常災害対策センター 17:45~9:30、土曜日、日曜日、祝祭日] A --> J[文部科学省 原子力災害警戒(対策)本部] A --> K[内閣官房 内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付] A --> L[内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター] A --> M[内閣府 原子力災害対策担当室] A --> N[内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 18:15~9:30、土曜日、日曜日、祝祭日は宿日直室] A --> O[国土交通省 大臣官房参事官(運輸安全防災)付] A --> P[消防庁 予防課特殊災害室 18:15~9:30、土曜日、日曜日、祝祭日は宿日直室] A --> Q[茨城海上保安部 警備救難課] A --> R[オサイトセンター(現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策会議)*] A --> S[茨城県 生活環境部 防災・危機管理局 原子力安全対策課] A --> T[茨城県 生活環境部 防災・危機管理局 防災・危機管理課] A --> U[茨城県警察本部 警備課] A --> V[水戸労働基準監督署] A --> W[茨城県災害対策本部*] A --> X[東海村 村民生活部 防災原子力安全課] A --> Y[東海村原子力災害対策本部*] A --> Z[ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部] A --> AA[ひたちなか西警察署 東海地区交番] A --> BB[那珂市 市民生活部 防災課] A --> CC[那珂市原子力災害対策本部*] A --> DD[那珂市 消防本部 通信司令室] A --> EE[那珂警察署 警備係] A --> FF[ひたちなか市 生活安全課] A --> GG[ひたちなか西警察署 警備課] A --> HH[日立市 生活安全課] A --> II[日立市 消防本部] A --> JJ[水戸市 地域安全課] A --> KK[常陸太田市 防災対策課] A --> LL[常陸大宮市 安全まちづくり推進課] A --> MM[城里町 総務課] A --> NN[原子力緊急時支援・研修センター] A --> OO[東海NOAH事務局] A --> PP[三菱マテリアル(株)エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所] A --> QQ[ニュークリア・デベロップメント(株)] A --> RR[原子燃料工業株式会社] A --> SS[㈱グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン] </pre> <p>: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先 : ファクシミリによる送信 → : 電話による連絡 *: 災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>	<p>別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(1/2)</p> <p>(1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p> <pre> graph TD A[事業所対策本部 連絡責任者] --> B[原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課] A --> C[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課] A --> D[原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害警戒本部] A --> E[原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策本部*] A --> F[原子力規制委員会 原子力規制庁 オサイトセンター内防災専門官事務室] A --> G[原子力規制委員会 原子力規制庁 オサイトセンター内 茨城地方放射線モニタリング対策官事務室] A --> H[原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所] A --> I[経済産業省 関東経済産業局 総務企画部 総務課] A --> J[文部科学省 非常災害対策センター 17:45~9:30、土曜日、日曜日、祝祭日] A --> K[文部科学省 原子力災害警戒(対策)本部] A --> L[内閣官房 内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付] A --> M[内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター] A --> N[内閣府 原子力災害対策担当室] A --> O[内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 18:15~9:30、土曜日、日曜日、祝祭日は宿日直室] A --> P[国土交通省 大臣官房参事官(運輸安全防災)付] A --> Q[消防庁 予防課特殊災害室 18:15~9:30、土曜日、日曜日、祝祭日は宿日直室] A --> R[茨城海上保安部 警備救難課] A --> S[オサイトセンター(現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策会議)*] A --> T[茨城県 生活環境部 防災・危機管理局 原子力安全対策課] A --> U[茨城県 生活環境部 防災・危機管理局 防災・危機管理課] A --> V[茨城県警察本部 警備課] A --> W[水戸労働基準監督署] A --> X[茨城県災害対策本部*] A --> Y[東海村 村民生活部 防災原子力安全課] A --> Z[東海村原子力災害対策本部*] A --> AA[ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部] A --> BB[ひたちなか西警察署 東海地区交番] A --> CC[那珂市 市民生活部 防災課] A --> DD[那珂市原子力災害対策本部*] A --> EE[那珂市 消防本部 通信司令室] A --> FF[那珂警察署 警備係] A --> GG[ひたちなか市 生活安全課] A --> HH[ひたちなか西警察署 警備課] A --> II[日立市 生活安全課] A --> JJ[日立市 消防本部] A --> KK[水戸市 地域安全課] A --> KK[常陸太田市 防災対策課] A --> LL[常陸大宮市 安全まちづくり推進課] A --> MM[城里町 総務課] A --> NN[原子力緊急時支援・研修センター] A --> OO[東海NOAH事務局] A --> PP[三菱マテリアル(株)エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所] A --> QQ[ニュークリア・デベロップメント(株)] A --> RR[原子燃料工業株式会社] A --> SS[㈱グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン] </pre> <p>: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先 : ファクシミリによる送信 → : 電話による連絡 *: 災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>



: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先

-----> : ファクシミリによる送信

-----> : 電話による連絡

* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先

-----> : ファクシミリによる送信

-----> : 電話による連絡

* : 灾害対策本部等が設置されている場合に限る